

## ハラール認証飛騨牛輸出定着事業費補助金交付要綱細則

### (趣旨)

第1 本細則は、ハラール認証飛騨牛輸出定着事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、知事が別に定めるとしている事項について定めるものとする。

### (補助対象事業等)

第2 交付要綱第3条第1項において、知事が別に定めるとしている期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

2 同項において、知事が別に定めるハラール認証を取得した県外の食肉処理施設は、別表1のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3 交付要綱第4条第3項において、知事が別に定めるとしている期間は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請書は先着順で受け付け、順次、審査をしたうえで予算の上限に達した場合は受付を終了するものとする。

### 附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和4年7月19日から施行する。

別表 1（第 2 条第 2 項関係）ハラール認証を取得した県外の食肉処理施設

食肉処理施設名	対象となる輸出先国
株式会社にし阿波ビーフ	マレーシア、インドネシア
羽曳野市立南食ミートセンター	U A E、カタール、バーレーン
徳島市立食肉センター	U A E、カタール

別表 2 (第 2 条第 1 項関係) 交付申請の期間

回	期間
第 1 回	当該年度の 4 月 1 日～ 7 月末日
第 2 回	当該年度の 8 月 1 日～ 1 1 月末日
第 3 回	当該年度の 1 2 月 1 日～ 2 月末日